様式を次のように改める。

様式

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第162条第11項の規定による

立　入　検　査　証

写真

押出スタンプ

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（抄）

第162条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８条第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第18条第１項及び第４項、第19条第１項、第20条第１項、第21条第１項及び第３項、第22条第１項、第23条第１項、第24条第１項及び第３項、第25条第１項、第30条第１項、第31条第１項、第32条第１項及び第３項、第33条第１項、第34条第１項、第35条第１項及び第３項、第36条第１項、第40条第１項及び第３項、第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項並びに第50条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第46条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第109条第１項及び第４項並びに第121条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第117条第１項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第一項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第167条　第３章第１節及び第４節並びに第162条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第162条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第171条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第48条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第１項（第48条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第38条第１項（第48条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103条第１項（第136条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第１項（第109条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第119条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第１項（第136条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第１項（第136条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第１項若しくは第162条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。

附　則

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

○財務省令第六十八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項及び第二項並びに第二十七条の五第一項及び第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

財務大臣臨時代理

国務大臣　石田　真敏

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の七中「特定加盟者（以下この条」を「特定加盟者（以下この項」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「又は沖縄総合事務局長（以下この条において「経済産業局長等」という。）」を削り、「書類（以下この条」を「書類（以下この項」に、「同項」を「同条第一項」に、「経済産業局長等が」を「経済産業局長が」に改め、同条に次の二項を加える。

2　施行令第五条の四第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3　施行令第五条の四第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。